

【風水害】10/6 台風 18 号に伴う防災情報（第 4 報）

平成26年10月7日 9:30

・東北地方整備局は、台風 18 号による大雨により 10 月 6 日 10:00 に設置していた災害対策支援本部を、10 月 7 日 9:30 に解除します。

（理由）宮城県石巻市及び東松島市に派遣していた排水ポンプ車による支援が全て完了し、今後まとまった雨域も無く、自治体等への派遣要請が見込まれないため。

なお、災害対策本部（注意体制）は継続中です。

－ 前回までの防災情報 －

【風水害】10/6 台風 18 号に伴う防災情報（第 3 報）

平成26年10月6日 19:00

・東北地方整備局は、台風 18 号による大雨により 10 月 6 日 7:28 に設置していた災害対策本部を、10 月 6 日 19:00 に警戒体制から注意体制に移行します。

・災害対策支援本部（注意体制）は継続中です。

<災害対策機械>

（石巻市）排水ポンプ車 4 台（3 台は作業終了し撤収、現在 1 台稼働中）

照明車 1 台（16:30 より稼働中）

（東松島市）排水ポンプ車 1 台（作業終了し撤収）

<警戒体制をとっている支部>

・福島河川国道事務所

【風水害】10/6 台風 18 号に伴う防災情報（第 2 報）

平成26年10月6日 10:00

・東北地方整備局は、台風 18 号による大雨により、10 月 6 日 10:00 に災害対策支援本部

(注意体制) を設置。

(理由) 宮城県石巻市及び東松島市より排水ポンプ車の支援要請があり排水ポンプ車を派遣したため

(派遣) 石巻市 1 台

(派遣準備中) 石巻市 3 台、東松島市 1 台

・なお、災害対策本部（警戒体制）は継続中です。

<警戒体制をとっている支部>

- ・ 郡山国道事務所
- ・ 三春ダム管理所
- ・ 東北技術事務所
- ・ 塩釜港湾・空港整備事務所
- ・ 仙台港湾空港技術調査事務所

※災害対策本部が警戒体制を設置する基準は以下のとおりです。

- ・ 道路関係事務所の 3 事務所が警戒体制を設置したとき。
- ・ 河川関係事務所の 2 事務所が警戒体制を設置したとき。
- ・ 港湾関係事務所の 1 事務所が警戒体制を設置したとき。

【風水害】10/6 台風 18 号に伴う防災情報（第 1 報）

平成26年10月6日 7:28

・東北地方整備局は、台風 18 号に伴い管内 1 事務所（港湾関係）が警戒体制を設置したため、10 月 6 日 7:28 に災害対策本部（警戒体制）を設置。

<警戒体制をとっている支部>

- ・ 塩釜港湾・空港整備事務所
- ・ 仙台港湾空港技術調査事務所

※災害対策本部が警戒体制を設置する基準は以下のとおりです。

- ・ 道路関係事務所の 3 事務所が警戒体制を設置したとき。
- ・ 河川関係事務所の 2 事務所が警戒体制を設置したとき。
- ・ 港湾関係事務所の 1 事務所が警戒体制を設置したとき。